

農用地利用集積等促進計画案

農地 番号	土地の表示				登記 地目	現況 地目	内容	登記面積 (㎡)	取扱面積 (㎡)	地権者が機構に設定する権利					機構が耕作者に設定する権利					借受経営体の 名称	経営体 の区分 (注2)	添付書 類省略 の区分 (注3)	契約の状況			地域計画 の地区	契約区 分 (注4)	備考
	市町村	大字	字	地番						始期	終期	年数 (年)	賃料単価 (円/10a) (kg/10a)	賃料年額 (円) (kg)	始期	終期	年数 (年)	賃料単価 (円/10a) (kg/10a)	賃料年額 (円) (kg)				新規	更新	付替			
1	智頭町	慶所	堂之上	489	田	田	水稻	527.00	527.00	R7.4.1	R12.3.31	5	0	0	R7.4.1	R12.3.31	5	0	0	寺坂 和也	④		○					
2	智頭町	慶所	通り木	481	田	田	水稻	1,189.00	1,189.00	R7.4.1	R12.3.31	5	0	0	R7.4.1	R12.3.31	5	0	0	寺坂 和也	④		○					
3	智頭町	慶所	堂之上	493	田	田	水稻	1,439.00	1,439.00	R7.4.1	R12.3.31	5	0	0	R7.4.1	R12.3.31	5	0	0	寺坂 和也	④		○					
4	智頭町	慶所	城円寺	378	田	田	水稻	1,329.00	1,329.00	R7.4.1	R12.3.31	5	0	0	R7.4.1	R12.3.31	5	0	0	寺坂 和也	④		○					
5	智頭町	慶所	通り木	480	田	田	水稻	1,011.00	1,011.00	R7.4.1	R12.3.31	5	0	0	R7.4.1	R12.3.31	5	0	0	寺坂 和也	④		○					
6	智頭町	慶所	堂之上	492	田	田	水稻	1,054.00	1,054.00	R7.4.1	R12.3.31	5	0	0	R7.4.1	R12.3.31	5	0	0	寺坂 和也	④		○					
7	智頭町	穂見	高畔	1071	田	田	野菜	1,855.00	1,855.00	R7.4.1	R12.3.31	5	0	0	R7.4.1	R12.3.31	5	0	0	原田 優	④		○					
8	智頭町	南方	宮ノ下	290-1	田	田	野菜	258.00	258.00	R7.4.1	R12.3.31	5	0	0	R7.4.1	R12.3.31	5	0	0	原田 優	④		○					
9	智頭町	南方	岡山口	172-2	田	田	野菜	112.00	112.00	R7.4.1	R12.3.31	5	0	0	R7.4.1	R12.3.31	5	0	0	原田 優	④		○					
10	智頭町	三田	ヲカメ田	138	田	田	牧草	714.00	714.00	R7.4.1	R17.3.31	10	0	0	R7.4.1	R17.3.31	10	0	0	藤原 康生	①		○					
11	智頭町	三田	ヲカメ田	139	田	田	牧草	915.00	915.00	R7.4.1	R17.3.31	10	0	0	R7.4.1	R17.3.31	10	0	0	藤原 康生	①		○					
12	智頭町	三田	ヲカメ田	140	田	田	牧草	552.00	552.00	R7.4.1	R17.3.31	10	0	0	R7.4.1	R17.3.31	10	0	0	藤原 康生	①		○					
13	智頭町	三田	ヲカメ田	141	田	田	牧草	281.00	281.00	R7.4.1	R17.3.31	10	0	0	R7.4.1	R17.3.31	10	0	0	藤原 康生	①		○					
14	智頭町	三田	眷田	129-1	田	田	牧草	1,085.00	1,085.00	R7.4.1	R17.3.31	10	0	0	R7.4.1	R17.3.31	10	0	0	藤原 康生	①		○					
15	智頭町	三吉	寺土居	1045	田	田	水稻	1,279.00	1,279.00	R7.4.1	R10.3.31	3	0	0	R7.4.1	R10.3.31	3	0	0	池本 英夫	④		○					
									13,600.00㎡											4名								

○注記ごとに該当する記号を記載

注2 ①認定農業者 ②認定新規就農者 ③基本構想水準到達者 ④地域計画に位置付けられた経営体 ⑤今後育成すべき農業者 ⑥その他

注3 A 農地中間管理事業で契約実績のある貸借契約で、同じ経営体が同じ農地を耕作する場合。 B 農地中間管理事業で契約実績のある法人で経営体制に変更がない場合。 C 農地所有適格法人の場合。

注4 ①貸出借受が同時に行われる場合。 ②機構が地権者から借入れのみを行う場合。 ③既に機構が借入れした農地を貸付ける場合。 ④軽微変更の場合。